経済研究
Vol. 50, No. 3, Jul. 1999

特集　日本型経済システムと構造改革

現代日本の国家システムとシステム改革

——行政改革を見る視点——

奥野(藤原)正寛*

民主化に先駆けて工業化を行う経済開発戦略を「開発国家戦略」として定義した上で，このような戦略が有効に働く経済環境を分析する．途上国段階ではこの戦略はきわめて有効だが，工業化によって成長した国家では，民主化をしない「強権的政府」は一部の既得権益層に「キャプチャー」され，自ら民主化するインセンティブを持たないために経済危機を引き起こしやすいことを論証する．現代日本で進行中の行政改革を，強権国家としての日本政府を民主化するための自発的な動きとしてとらえ，行政改革が強権国家を民主化するために必要な要因を分析する．

1. はじめに

ベルリンの壁の崩壊とともに，資本主義国家間の経済競争力の違いに注目が集まり，資本主義の中にも多様な経済システムが存在することに注意が向けられるようになってきた．「比較制度分析」が強調する「経済システムの多様性」である．しかし，経済システムが多様だからといって，一つのシステムの方が，別のシステムよりすべての面で望ましいということは，まず起こらない．一つのシステムが別のシステムに比べてある側面で優位性を持つならば，別の側面では劣位性を持つことが普通である．特に，二つのシステム間の相対的優位性は，経済を取り巻く様々な環境に依存する．そのような環境変数として重要なのは，政治をはじめとする国家のあり方であり，当該経済の発展段階であり，世界あるいはその国を取り巻く地域全体の貿易・国際投資の開放度や軍事的な安定性である．本稿では，一国の経済システムが，国家システムとどのような補完性を持っているか，また，それが経済的発展段階や国際的環境にどのように依存するかについて，一つの試論を展開したい．

戦後1970年代頃までの日本や，東アジアの多くの諸国で1970年代以降に起こった目を瞠るほどの経済発展は，「開発国家(Developmental State)」としてしばしば特徴づけられる．村上泰亮(1992)は「開発国家」を，西洋近代国家の経済発展経路とは正反対の政治・経済の発展戦略として，次のような形で位置づけた．すなわち，西洋近代国家のほとんどは，ブルジョアを背景とした市民革命から始まって，産業化・工業化につながったと考える．民主化が工業化に先行する発展経路である．これに対して，戦後の日本をはじめとして，途上国から中進国へ，さらに新興工業国へと変貌を遂げた東アジア諸国の多くは，一口にいって，「強権的政府(Authoritarian Government)」によって支配されつつ，国家主導の産業化・工業化を「民主化」に先駆けて行ったという特徴を持っている．この政治的民主化よりも産業化・工業化を優先した開発戦略が，村上のいう開発国家戦略なのである．

ここで「民主化を行わない」というニュアンスを含めて「強権的政府」と呼んだ以上，本論文で，どんな意味で「強権的政府」や「民主主義」，あるいは「民主化」という言葉を使用するのか，最低限の説明を与えておくべきだろう．まず，「強権的政府」を定義しよう[1]．以下，強権的政府とは，事実上一人の独裁者や一つの政党，あるいは特定の組織によって，政府が長期にわたって支配されることを指す．1970年代から90年代半ばまでの間の，韓国，台湾，インドネシア，シンガポール，マレーシア，中国などを強権的政府と呼ぶことにそれ程抵抗はないだろう．日本の場合も，一方では自由民主党という政党が1955年以来，実質的にこの国の政治を支配してきたこと．他方では，政治とは独立し，その地位や身分が生涯を通じて保障された行政官僚が，その所属する組織としての官庁の利害を重視しながら，事実上，具体的な政策判断や政策策定を行ってきたことを考えれば，日本の政府を中央政府の各省庁に支配された強権的政府と呼んで良いと考えられる．

他方，民主主義国家あるいは民主化された国家とは，それ程長くない間隔(4年あるいは6年)で政権担当者あるいは政府の実権を握っている組織が交代する可能性を持ち，また政権担当者や実権を持つ組織が複数存在し，その間にチェック・アンド・バランスが機能している国家である．具体的には，2大政党制度によって選挙毎に高い政権交代の可能性を

持つ国家，三権分立が確立し立法・行政・司法間のチェック・アンド・バランスが有効に機能している国家である．

いわば，適切なコーポレート・ガバナンスが行われている企業のように，適切な政府のガバナンスが行われている国家に他ならない．なぜなら，適切なコーポレート・ガバナンスとは，既存株主や外部取締役中心の取締役会，取引銀行や潜在的な株主，さらに従業員・顧客など，当該企業の様々なステークホルダーが適切なチェックの仕組を持ち，その結果，お互いの間で適切なチェック・アンド・バランスが成立していることを指すからである．このことを，望ましいコーポレート・ガバナンスが成立していると呼ぶように，国家の場合にも，様々なステークホルダーの適切なチェック・アンド・バランスがなければ，民主的な政府のガバナンスは成立しない．

これに対して東アジアの国の多くは，特定の個人・政党・組織などが長期にわたって政権や実権を掌握し，しかも政府権力の適切なチェック・アンド・バランスの仕組みが存在しないために，個人・政党・組織などが権力を濫用することをチェックできなかったり，できる仕組みがあってもそれが有効に機能していない場合が多い．このような「民主化されていない強権国家」の場合，経済発展戦略に一定のパターンが生じるのではないかという仮説を立てそれを理論的に検証し，その仮説が現在進行中の日本の行政改革とどう関わるかを検討することが，本稿の目的である．

2. 作業仮説

まずその仮説を具体的に要約しよう．

(1)経済発展の初期段階では，既存の先進国の産業構造を目標とできるために，目標とする産業を特定化することが比較的容易である．従って，「コーディネーション」を通じて特定の産業や部門を戦略的に育成・発達させることが容易な強権国家の方が，すべての産業や部門に目を配る必要度の高い「民主的な国家」より有利だと考えられる．

(2)その場合，工業化が不充分な途上国は国家の財政基盤が弱く，経済成長の基盤として産業全体の利益に供する公共財に財政資金を集中させる必要から，政府資金を直接，特定産業に投入することが困難である．

(3)そのため，これら特定の産業や部門に民間資源を集中させることが必要となる．そのためには政府が，これら産業の市場「制度」を育成し，限られた財政資金を有効に活用すると共に，(準)民間資金をこれらの産業に集中させるインセンティブをつけ，産業間の発展経路に関する民間の将来予想を変えることが必要となる．

(4)強権国家は，国家主導型のコーディネーションによって資源を集中でき，政府が人為的に作り出した準レントを使って，民間の市場機能拡張政策[2]を行えるから，民主化された国家に比べて，より速い速度で確実に成長することができる．

(5)ただし経済発展の初期段階で強権国家が優位性を持つという仮説には，必要条件がある．強権国家による特定産業育成策は，土地など有限な資源制約にしばられた農業や，国内市場のサイズに縛られる国内産業を戦略的に保護・育成する場合には，あまり有効に機能しない．逆に，輸出産業振興のように，産業の発展可能性が大きく広がっている場合の方が有効だと考えられる．というのは，前者の場合には市場機能拡張のために人為的に創出されたレントや，投入される政府・民間の資金が，希少資源や国内市場を握る大地主や国内産業資本の既得権益と化し，政府がこれらグループに「キャプチャー(Capture)」されやすいからである[3]．他方，市場サイズの制約が小さい輸出産業では，産業育成によって得られる超過利潤を目指して，新たな企業が模倣・参入し，既存企業もそれを奪い返そうといっそうの拡張に走ることになる．この結果，レントは一時的にしか続かず(従って，レントが「準レント」化し)，その利益は経済成長を通して一国の国民全体に広がると考えられる．このようなプロセスを経て，強権国家は国民全体からの支持を獲得し，政権基盤をより強固にするのである．

他方，工業化が進むと，強権国家にはいくつもの弱点が生まれてくる．それらは，

(1)キャッチアップ過程が終了し，世界の産業構造のフロンティアに近づくとともに，目標とする産業構造の特定化が困難になり，(1回限りの壮大な実験であり，失敗すると国富の膨大な損失を招く)「政府のコーディネーション」より，(多くの企業の独自で多様な実験を通じて新技術・新商品が創出され，さらにそれが模倣によって経済全体に波及する)「民間企業の自由な競争」の方が，有効になる．なぜなら民主的国家の方が強権国家より民間企業の自由な競争環境を整備する上で有利だからである．さらに，

(2)国家財政に余裕ができ，あるいは自由に外国からの借り入れができるようになると，強権国家は既得権益に「キャプチャー(Capture)」され易くなり，民主化された国家に比べて成長速度が鈍

くなり，経済破綻にさらされがちである．なぜなら，

(3)工業化や外資導入で潤沢な資金を獲得した強権国家は，工業化の過程で衰退産業化した産業の保護に走りがちとなる．なぜなら，保護の結果，退出すべき企業が退出せず，そのため競争力の低下と衰退産業化が加速し，それが政府援助の必要性を増幅するために，衰退産業化がますます加速するという悪循環を作り出すからである．「援助政策の永続化(policy persistence)[4]」による，衰退産業による政府のキャプチャーである．また，国家権力をチェックする仕組みを持たない強権的政府の場合，規制産業や大地主層など政府と長期相互互恵関係を結びやすいグループに政府がキャプチャーされる結果，国富や国際競争力を低下させてしまいがちである．

(4)さらに，経済発展に伴って国民の平均所得水準が高まるにつれ，国民の選好に多様性が生まれると共に，経済成長の利益配分が不平等になり，強権的政府の支持基盤が脆弱化する．その結果，一部既得権益を持ったグループによる政府のキャプチャーが一層進むだろう．

3. 後発国としての開発国家

本節では，なぜ経済発展の初期段階で，開発「国家によるコーディネーション」が，市場メカニズムより有効なのかを考えてみたい．

3.1 国家によるコーディネーション

第一に，経済発展の初期段階では，自国経済がもっとも有利に発展してゆくであろう産業構造の将来経路や技術的可能性を，先進国の経験から的確に判断できる．「キャッチアップ過程」経済の持つ，将来の発展経路を予測する上での優位性である．先進諸国で発展している産業群の中から，安価な労働力資源など自国の限られた資源を有効に活用でき，将来性の高い産業群を(需要の所得弾力性が大きいなどの)適切な基準によって育成対象として選択できるからである．育成対象産業群が決まれば，当該産業を補完する港湾・鉄道・道路・工業用水・工業団地などの様々な産業基盤型公共財に公共投資を集中できる．奥野(1999)で見たように，補完性の高い産業基盤型公共財を集中的に政府が供給すれば，当該産業の(私的)生産性が高まり，産業の選択が適切であればあるほど経済成長率も高くなる．

またOkazaki(1996)などが具体的な歴史的事実として説明するように，産業合理化審議会などの仕組みを通じた「予想のコーディネーション」も重要な役割を果たすだろう．産業内部や産業間で外部性などの何らかの市場の失敗が生ずるときには，「産業レベルの規模の経済性」が発生し，複数均衡(経路)が存在する可能性がある．例えば，鉄鋼価格が高いと考えれば，鉄鋼を主原料とする造船業は成立しないと考え，造船業から鉄鋼への派生需要は小さい．造船業からの十分な需要を見込めない鉄鋼業は，(産業レベルの)規模の経済性が発揮できないため生産費用が高くなり，鉄鋼価格が高いという造船業界の悲観的な予想を合理化してしまう．これが一つの(悲観的)均衡である．他方，鉄鋼価格が安いと予想すれば，造船費用も低下し多数の造船需要が発生する．その結果生まれる鉄鋼への大きな派生需要が鉄鋼業の規模の経済性を発揮させ，低い鉄鋼価格という予想を合理化する．これが第二の(楽観的)均衡である[5]．この場合，審議会などを通して各産業の予想をコーディネートし，また補助金政策や貿易保護政策などで(国内産業に)十分な需要をつければ，悲観的均衡から楽観的均衡に移行させる「コーディネーション」政策が可能である．

3.2 レント・準レント創出政策

また育成対象産業に，通常の産業であれば輸入保護や生産補助金，規制産業であれば政策的な価格調整などを通じて政策的にレント(超過利潤)を与え，これらの産業に資源を集中させ，産業を拡大するインセンティブを与えられる．1960・70年代の韓国では，対外借り入れ(外貨)や国内銀行の融資を特定産業に強権的に優先配分させることで，これら産業に多額のレントを与えたことが実証されている[6]．

また，Hellmann, *et. al.*(1996)が名付けた「金融抑制(Financial Restraint)」政策は，一時的なレント(準レント)を作り出すことで，企業数や支店数などを拡大し，その結果産業規模を拡大させようとする．例えば，戦後日本の規制産業の一典型である銀行業では，規制(預金)金利を均衡水準より低く押さえることで貸出金利と預金金利との差を高め，銀行に超過利潤を作り出した．その結果，預金を集めるほど超過利潤が増えるから銀行業界は支店出店競争や預金獲得競争に走り，急速に成長することになる．銀行業など情報の非対称性が大きく，企業や個人の信用の程度を客観的な指標で明示し，モラルハザードに対して適切に対処する仕組みを作り出すことが困難な場合，私的財であるにも関わらず取引を円滑に行うための制度的仕組みが容易に発展しないから，政策的な産業・市場の育成が効果的だと考えられる．しかも，レント創出政策が企業支店数の拡大につながれば，産業の拡大と共にレントは次第に消滅し，長期的に効率的な資源配分が実現されることになる[7]．

言うまでもなく，外貨割り当てや金融抑制政策をはじめ，政策的にレント・準レントを作り出す政策は国内市場を国外市場から隔離して行う必要がある．そうでなければ，作り出されたレント・準レントが国外に流出し，超過利潤によって(国内)市場や産業を発展させようとする本来の政策意図が実現できなくなるだけでなく，何らかの理由で外国資金が国内から逃避したとき，市場に存在する歪みが急速に顕在化して，経済全体の構造的な不安定性を作り出してしまう可能性があるからである[8]．

3.3　ハード・バジェット制約

ところで，これら将来性の高い産業群や複数均衡(経路)の存在を識別できたとしても，単に産業基盤型公共財を提供したり予想自体をコーディネートするより，国家自身が資金を提供したり(国営化企業として)企業経営を後押しする方が，直接的効果が大きいはずである．また，韓国のように直接レントを優先的に一部の産業に提供すれば，経済的には非効率なレント追求活動を生み，経済的非効率性や政府と産業の癒着を生みかねない．それにも関わらず，戦後初期の日本や多くの東アジア諸国の発展初期段階では，これらの産業群に直接国家資金が提供されることなく，その結果レント追求活動がもたらす政治的癒着拡大が押えられたように思われる．これは発展初期段階にある国家の財政事情のためだと考えられる．

つまり，経済の発展段階が成熟していないがために国家財政の基盤が脆弱であり，厳しい歳出面での制約(ハード・バジェット制約)条件が機能していたと考えられるからである．計画経済を採用した諸国，土地所有者層などに国家がキャプチャーされた国では，財政によるハード・バジェット制約が充分に機能せず，そのために経済全体が破綻し，大きな景気変動に見舞われ，あるいは多額の貨幣増刷のために悪性インフレに見舞われた．

こう考えれば，キャッチアップ過程にある国が，特定グループにキャプチャーされることなく，適切なハード・バジェット制約を保ちつつ国家によるコーディネーションを実現することが，それ程容易でないことが理解できるだろう．高度成長期までの戦後日本や1990年代前半までの東アジア諸国でそれが可能だったのは，次の三条件があったからではなかろうか．

3.3.1　冷戦構造と国際的な規律付け

第一は，第二次世界大戦後，1990年前後までの国際世界を制した冷戦構造と，それに基づく国際的な規律付けである．朝鮮半島や中国対台湾など，多くの国が隣国と敵対しあい，そうでなくとも日本やタイなどのように，多かれ少なかれアメリカという覇権国の実質的な管理下にあった．軍事的に不安定な国家では，一方では強い武力を持ち続ける必要を，他方ではクーデターの怖れから国民の生活水準の向上を果たす必要があった．そのためには，経済の高度成長を実現し，その成果を国民全体で分け合うことが必要であった．このような強いインセンティブが政権内部に存在したからこそ，一部の階層や階級だけに利権を与える腐敗が許されず，強権国家であるにも関わらず，一定の規律付けが存在したのである．

強大な敵国が近隣に存在せず，軍事的不安定性が小さかった日本などでも，復興金融公庫や国庫補助金などを基にした政府・財界の腐敗を一掃したドッジ・ラインを始め，米国主導の占領司令部が規律付けを行った．独立回復後も，覇権国だった米国は経済政策の策定・実施に，世銀，IMF，OECD，GATTなどの国際機関を通じて間接的に，また，日本開発銀行設置への関与や，戦前からの外債の処理，関税交渉などを通じて大きな影響を与え，日本政府に規律を与えたと考えられる[9]．

3.3.2　準公的資金の存在と民間資金の動員

財政基盤が不十分な発展途上国が，ハードバジェット制約を克服して経済成長に資金を提供できたのは，財政投融資資金や貿易の国家管理で得たレント資金など，強権国家が様々なインセンティブを使って民間資金を動員できたからである．

例えば財政投融資資金は，主に郵便貯金や簡保資金を原資とした．郵貯や簡保資金を原資とした事は，民間資金を国家が吸い上げるという意味では，事実上，国債発行と同等の資源配分形態をとりながら，その総額は国債発行のように政府によってではなく，民間家計自らの意思によって決められると言う意味で，政府に適切な財政規律を与えた．

特に1950年代には財投総額も限定されており，租税収入や財投収入の大半を，外交・警察などの純粋公共財や道路・港湾などの準公共財，あるいは電力・鉄鋼・造船など基幹産業への産業基盤型公共投資への資金提供に使用せざるを得なかった．このため，これら基幹産業の設備投資資金は言うに及ばず，工作機械や自動車など純粋民間部門の設備投資資金として租税収入や財投収入を使うことは不可能だった．公的・準公的資金に厳しいハード・バジェット制約が存在したのである．

このような状況下で昭和30年代にとられたのが，これら基幹産業や成長産業に民間資金を動員することだった．1955年前後に行われた通産省主導の資金配分計画と，日本開発銀行(開銀)の融資などによ

る民間融資の呼び水効果である．

産業資金配分計画の内容は岡崎(1998)に詳しいが，民間銀行の資金を「不要不急産業」にではなく，通産省の原局が重要と判断した重点産業の重点プロジェクトに融資させる仕組みを作ったことにその特色がある．大蔵省の資金審議会と通産省の産業合理化(産業構造)審議会がその配分を決定し，全国銀行協会の資金調整委員会によって実行されたという産業資金配分計画の実効性については，民間銀行が指示通りの融資を行うインセンティブや行わなかったときのペナルティが存在していないため，様々な疑問が呈されてきた．

しかし岡崎(1998)が述べているように，その背後には民間資金を不要不急産業から重点産業に振り向けることが決定的に重要だと考えた民主党が，政府による民間資金の強制配分を可能にすることを目指した「資金委員会法案」を1955年に国会に提出し，それでは戦時の資金統制と同じだとする経団連や全銀協の反対でようやく審議未了に追い込まれたという事実を忘れてはならない．このような政治的背景の下では，通産省の資金配分案に民間銀行としても協力せざるを得ないインセンティブが一時的にせよ存在したことは事実であり，資金配分計画にある程度の実効性が存在したと考えられる．

また，開銀の民間融資が「呼び水」となって，多額の民間銀行からの追加融資を生み出したという，いわゆる「カウベル」効果も無視できない．しばしば強調されるのは，高度な審査ノウハウを持ち，事実上国有機関である開銀が融資したという事実(政府のお墨付き)が，当該プロジェクトの収益性の高さと返済の確実性を高めた点である．しかしそれに加えて，二つの要因を挙げるべきだろう．

一つは，開銀融資が民間資金と自己資金で賄いきれない部分をカバーしたため，開銀融資が行われていれば民間銀行に損失が発生しなかったこと．言い換えれば開銀融資が行われれば，民間銀行は融資を行うインセンティブを持った点である．この点は，「企業からこれだけの合理化資金が必要だという計画が通産省に提出されますと，内部留保の1/2はこれに充てなさい，償却費は全額これに充ててください．借入金はできるだけ限度いっぱい借りてください．それで，必要資金からそれを差し引いたものを開発銀行で融資いたしましょう」[10]という大河原自動車部品工業会理事(1986年口述当時)の述懐からも明らかである．第二は，「開銀融資を受ける場合の設備資金の2分の1は，原則として自己調達とされた」[11]という記述からも明らかなように，開銀融資自体が民間銀行からの資金調達を強制した点である．こうして，開銀融資はその数倍の民間銀行からの融資を引き出すインセンティブを，資金調達企業にも資金提供銀行にも作り出したのである．

3.3.3 大衆の経済成長志向

発展途上国が民間にキャプチャーされずに工業化を計れた第三の理由は，途上国だからこそ国民全体が国全体の経済成長を望み，また成長の果実が国民に平等に分配されることを望んだ点に求められる．特に果実の平等な分配に対する強いインセンティブが，強調されるべきである．逆に政府自体にも，成長を実現しその果実を平等に分けることで政権を安定化させようとするインセンティブが存在した．例えば高度成長期の日本では，労働者側のこの強い欲求が「春闘」を通して経済成長の果実を労働者に還元させ，一部(資本家など)のグループだけが果実が専有することに対する有効なチェック機能を果たした．また同様な効果は，工業化によって(所得弾力性が小さいために)相対的に所得が低下した農村に対して，自民党政府が生産者米価維持などの所得補償政策によって政府の安定性を確保したこと．その結果，経済成長に必要な社会的安定性だけでなく，農村への所得再分配のための財政支出の必要性が財政の予算制約を強化し，財政規律を一層強めたことにも現れている．

4. 工業化と既得権益層による政府のキャプチャー

繰返しになるが，租税収入や国家支出を直接，民間産業への融資や補助金に充てること自体あり得ないことではない．事実，戦後初期の日本では，複数価格・為替レート制度や復興金融公庫を通じた乱脈融資の結果，多額の政府資金が民間産業への補助金として使われ，そのため財政収支が悪化し，悪性インフレや様々な社会的不正行為が発生した．ドッジラインの大きな功績は，これらの政府補助金を廃止し，均衡財政を確立したことにあった．

4.1 強権的政府と既得権益層の癒着関係

以上からも推察されるように，強権国家の民間コーディネーションがもたらす陥穽の一つは，資源が集中される部門に既得権益が発生し，当該部門が自らの利益のために政府支出を確保しようとするインセンティブが発生することにある．民間の既得権益による政府のキャプチャー(capture)である．つまり，特定業界と国家機構の間に相互依存関係が生まれ，市場が発展し民間部門のコーディネーションが完了しても，既得権益に国家がキャプチャーされる構造が永続化する．

このようなキャプチャリングが起こるのは，一部固定化された民間部門が，強権的政府との間に長期

互恵関係を作り出し，繰り返しゲームの協調解を実現することで，部外者の犠牲を基に生まれるレントを継続的にシェアするからである．以下では，このレントをシェアする一部の民間部門と強権政府を併せて「インサイダー」と呼び，その犠牲者となる部外者を「アウトサイダー」と呼ぼう．

ところで，インサイダー間で繰り返しゲームが行われたからといって，それが常にレントを作り出す(アウトサイダーを収奪する)とは限らない．ゲーム理論のフォーク定理で良く知られているように，繰り返しゲームには無数の(ナッシュ)均衡がある．その一方の極には，インサイダーがあたかも存在しないかの様な均衡(一回限りのゲームの均衡の単純な繰り返し)，従ってインサイダー同士が競争的に行動する均衡がある．他方の極には，インサイダー同士が結託・協調することで最も高い共同利益(レント)を実現し，それをお互いに分け合う(協調)均衡が存在する[12]．

民主的政府と異なって強権的政府の場合，官民の繰り返しゲームの協調解が実現されやすい．なぜなら，政府というプレイヤーが固定化し新規参入やプレイヤーの交代が存在しないこと．逆に，民間部門のインサイダーも獲得したレントによって強権的政府を買収し，参入規制や事前裁量型行政によって新たな参入を防ぐ仕組みを作らせ，天下りを使って潜在的参入者より強権的政府に取り入ることが容易だからである．「鉄のトライアングル」と称されるように，新規参入やメンバー交代が困難な固定的インサイダー・プレイヤー間の繰り返しゲームだからこそ，アウトサイダーを搾取して大きなレントを作りだし，それをメンバー間で分け合おうとする強いインセンティブが生まれる．そして，その結果作り出され，インサイダー間で分け合われる大きなレントが，固定的なインサイダーの仕組みを継続させようとするインセンティブを生み出すという悪循環が発生するのである．

インサイダーがアウトサイダーを搾取するもう一つの仕組みは，「情報レント」である．インサイダーは，単にお互いが癒着した相互依存関係にあるだけでなく，アウトサイダーにはアクセスできない「私的情報」を共有し，インサイダーとアウトサイダー間の情報の非対称性を作り出している[13]．このことは，私的情報を共有するインサイダーがそれに基づいた超過利潤(情報レント)を持つと同時に，情報レント分の超過利潤をインサイダーに許さなければ，アウトサイダーはインサイダーの行動をコントロールできないことを意味する[14]．政権交代やチェック・アンド・バランスの仕組みが不足する強権国家の場合，独占した私的情報が部外者に漏れ出す危険が小さいから，それだけインサイダーが実現できる協調の利益が情報レント分だけ大きくなり，強固なインサイダー集団を維持しようとする(従って，民間インサイダーが政府をキャプチャーしようとする)インセンティブが一層高まることになる．また，担当官庁と関係業界，関係議員と関係業界などのインサイダー間の情報交換は，インサイダーの保有する情報レントの価値を増大させるから，上記の効果を一層増幅させることになる．

このことは，適切なチェック・アンド・バランスや政権交代によって固定的なインサイダー関係の構築を困難にさせる民主化国家では，政府と民間の関係が短期のアームズ・レングス(arm's length：お互いが一定の距離を置いてつきあう)関係を中心とせざるを得なくなることと対照的である．民間にキャプチャーされた強権的国家の場合には，「キャプチャーされていない(3節で述べた規律付けされた)強権的国家」や「民主的国家」に比べて，アウトサイダーがインサイダーにより多く搾取され，それだけアウトサイダーからインサイダーへの多額の所得が移転することになる．

4.2　成長や外資導入による規律の喪失

ではなぜ，またどんな場合に，強権的政府が一部の民間グループにキャプチャーされるのだろうか．一言で言えば，それは3節で述べた環境条件の変化と共に強権的政府に対する強い規律付けが失われ，そのため4.1節で述べた強固なインサイダー関係を作り出してレントを享受しようとするインセンティブをコントロールできなくなるからに他ならない．以下，この小節では簡潔にその具体的意味を検討しておこう．

第一は，冷戦の崩壊や覇権国の覇権喪失などに伴う，軍事的・政治的な規律の喪失である．その意味で1989年に起こったベルリンの壁の崩壊こそが，1990年代後半に起きた東アジア経済危機や東欧諸国の経済・社会不安を作り出した大きな要因であると考えるべきだろう．

第二は，経済成長によって国家財政の基盤が強化され，外資自由化などによって外資借り入れが容易になると，予算制約がソフト化する(ハードバジェット制約が失われる)．そのため，財政を通じた規律付けが弱まり，それだけ民間による強権的政府のキャプチャーが容易になる．1990年代末に起きたタイや韓国の経済危機は，国家財政に余裕ができたことに加えて，強権的国家が(民間を含む)外貨借入のコントロールをおろそかにした点に，原因の一つが求められる．なぜなら，外資管理の緩和は財政規

律を弱めて政府のキャプチャーを容易にしただけでなく，いったん危機が発生したときに国内・国外資金の他国への逃避を容易にすることで，金融的不安定性を高めたからである．

第三に，工業化に成功し国民が経済成長の果実に浴するようになれば，経済成長の追求という国民合意が失われ，国民の関心が多様化する．この結果，経済成長を追求しない強権的政府を処罰しようとする国民的合意も失われ，国民の政府に対する政治的規律付けも弱まる．この結果，新規参入を排除し超過利潤を一部企業に与えることでレント・準レントを創出し，経済成長を加速させようとする開発国家戦略は，むしろレント・準レントを受け取る民間部門が政府をキャプチャーすることを容易にさせるという，負の効果を作り出してしまうのである．

これらの点は，工業化を民主化に先行させる開発国家戦略の「本質的な弱点」を明らかにしていると考えるべきだろう．つまり，国家戦略自体の中に，民主化させようとするインセンティブを持たない「開発国家戦略」は，途上国としてはどんなに工業化に有利な国家戦略であったとしても，いったん工業化に成功した暁には，民主化ではなく逆に一部の既得権益層に国家がキャプチャーされることに結びつく強いインセンティブをも併せ持っているからである．言い換えれば，「開発国家戦略」が途上国の経済発展戦略としてきわめて有効であることが明らかになりつつあるとはいえ，工業化に成功した強権国家をどう民主化させるかという，最後のそして最大の問題に対する解答を，我々は未だに見いだし得ていないのである．

4.3 第一次石油危機——戦後日本の転換点

4節を終えるにあたって，開発国家と民間による政府のキャプチャーという視点から，戦後日本をどう評価すべきかという点について若干の試論を展開しておきたい．

著者はかつて岡崎哲二氏らと共に，現代日本の経済システムは戦時経済にその源泉を持つことを主張した[15]．しかし，我々が主張したかったことは，野口(1995)が主張しているように，戦時体制がほぼそのままの形で現代日本に残っていることや，また，それをアングロサクソン型システムに変革することが望ましいと主張することでもない．岡崎・奥野(1993)の主張は，戦前の日本がたどっていた経済発展経路が，国家総動員の為めの戦時体制によって大きな変革を受け，そのために起きた「経路依存性(Path Dependence)」効果によって，新たな日本型システムが形成される契機が生まれたということである．

むしろ本稿の問題意識から言えば，戦後日本を次のように特徴付けるべきではないだろうか．第一に，戦時統制経済国家は明らかに強権型国家であったが，それが占領軍による農地解放，労働改革，財閥解体などによって強い民主化圧力を受けた．とはいえ，戦時統制が残り占領軍の圧倒的な権力を背景にした自由党政権が強権型政府を維持したことに違いはない．その結果起きた一部の企業や産業による政府のキャプチャリングを除去したのが，覇権国である米国を背景としたドッジラインによる財政規律の改革であり，その結果，稀少な政府資金を直接，民間産業に供給することが不可能となった．つまり財政規律の回復は，これら政府資金を，道路・港湾・鉄道などのより純粋公共財に近い公共投資と，社会的安定を目指した農村への所得安定化に向けさせ，民間が政府をキャプチャーすることを困難にさせた．また，復興期・高度成長期の政権政党は常に自民党であり，しかも官僚が実際の政策執行を担ったとはいえ，様々な意味での社会的なチェック・アンド・バランスが存在した．第一に，この時期の自民党内部には，常に主流派と反主流派の対立があり，自由経済派と保守派との間で政権が数年おきに交代した(いわゆる「振り子現象」である)．一見政権交代が存在しないように見えても，実質的には派閥間での政権交代によるチェック機能が有効に働いていたとみて良いだろう．第二に，政権自体は保守政党である自民党が保有し続けたものの，社会全体での労働組合の力は大きく，スト権を背景とした春闘が，産業界と政界・官界が結託すること(一部産業界の政府のキャプチャー)に対する有効な牽制機能を果たした．第三に，政権担当者自身の多く[16]が戦時官僚であり，統制経済の問題点や官僚組織の内部に精通していたために，官僚の自己膨張本能や省益優先行動を牽制できた．またこの時期には，財政と金融を直接担当する大蔵省，産業の利害を主張する通産省，経済全体の総合調整に関心を持つ経企庁など，諸官庁がそれなりに対立・協力しあうという意味で，官庁間の牽制機能も存在した．最後に，この時期は国民の生活水準が未だに低く，経済をできるだけ早く成長させ，その果実を国民全体で分け合おうという国民的合意があったこと．逆に，それを妨げる行動に対して強い批判[17]があったことも忘れてはならない．

これらの，強権的政府を民間がキャプチャーすることに対する牽制機能が失われた契機は，1970年代初頭に起きた石油危機とそれに伴う不況だと考えられる．第一に，自民党内部では，田中派による支配が始まり，振り子現象から総主流派体制に変質した．

このことは，それ以前に存在した政治機構の強権性をより実質化・強化させた．第二に，そしておそらく最も重要なことは，労働組合の牽制機能の喪失である．Shimada(1983)が強調するように，石油ショックと狂乱物価がもたらしたインフレ不況に対応するため，政府・産業界・労働界の協調が始まった．そのため労働組合は，総評という統合組織を通じて総資本に対抗するという行動様式から，企業別組合として個別企業の利益増大に寄与することを主要目的として行動するようになった．労働組合自体が，企業とそれを統括する個別官庁，あるいはそれに付随する族議員からなるインサイダー集団に取り込まれることになったわけである．第三に，経企庁という総合調整官庁の相対的な地位低下に典型的に現れているように，官庁所管の「縄張り化」が進み，官庁間の相互チェック機能が低下した．さらに，官僚出身政治家の数自体は増えたものの，戦時経済の悪夢を知らない戦後世代の政治家は，むしろ出身官庁の省益拡大に寄与することを自己目的とするようになり，ここでも政治のインサイダー化が進んだ．最後に，国民自体も経済成長と共に所得水準が向上し，その嗜好が多様化し，政府の行動をチェックするために協調行動をとることが困難になった．その結果，国民の政府コントロール能力が弱まり，「政治に対する無関心化」が進むことになった．

このように，第一次石油ショックを契機として，日本の国家システムは民主性を弱めると共に，一部民間産業によってキャプチャーされ，インサイダー間での既得権益に基づくレントの分け合いによって，アウトサイダーである大部分の国民(特に消費者)を搾取してきたと考えられる．

このことは，バブル崩壊以降の平成不況に対する金融業界と大蔵省の関係に典型的に現れている．バブル崩壊後の日本経済で，多くの金融機関や住専が負っていた多額の不良債権の処理が遅れたのは，以下の理由によると考えるべきだろう．一方では，関係官庁や日銀から関係業界への利益供与である．財投資金などの多額の公的資金を株式市場に投入したり，日銀の超低金利政策による金融機関への利ざや増大を通じた実質的な補助金で，金融機関の不良債権処理の先送りが計られた．また，金融機関の持つ不良資産に関する情報をアウトサイダーである国民や株主から隠すことを認めることで，金融機関の経営者が経営責任から逃れるように計らった．他方，業界から官庁への多額の供与も行われた．「MOF担」という言葉に典型的に現れる民間金融機関から官僚への接待，あるいは大蔵省・日銀から民間関係機関への天下りなどがそれである．これらの利益供与の源泉は，金融業の参入規制が作り出した参入障壁と，事前裁量型行政が生み出した超過利潤に他ならない．

このように，インサイダー間の結託と情報隠しは，不良債権の処理や金融機関の破綻を先延ばしさせ，平成不況を一層長期化させた．それはさらに不良債権を一層増大させ，最終的に多額の公的資金の投入という形で，アウトサイダーたる国民に負担がつけ回される結果となった．

では，現代日本のように一部の既得権益層にキャプチャーされた強権政府を民主化するにはどうしたらよいのだろうか．一つの方法は，韓国やインドネシアなどによって行われているように，IMF・世銀などの国際機関による構造調整と民主化の強制である．この方法は，当事国の発展段階が十分でなく，これら国際機関に対する交渉力が小さい場合には有効だろう．しかし現代日本のように，世界の覇権国に伍する経済力を持った国家の場合，国際機関の交渉力を持ってしても当該国の民主化を強制する力はない．その場合，残された可能性は，当事国の内部からの改革だろう．現在日本で押し進められている行政改革，政治改革，司法改革などの国家システムの改革は，まさにそのような視点から分析されるべきだろう．以下，次節では，行政改革を中心として，現代日本の国家システムの改革と本稿で展開してきた考え方との関係を検討したい．

5. 現代日本の行政改革とその意義

著者が参与として関与した行政改革委員会「官民の役割分担に関する小委員会」の1996年度報告をまとめた行政改革委員会(1996)は，今後の「行政の在り方の基本原則」を次の三つに集約した．

(1)「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき，行政の活動を最小限にとどめる．

(2)「国民本位の効率的な行政」を実現するため，行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行う．(3)行政の関与が必要な場合，行政活動を行っている各機関は国民に対する「説明責任(アカンタビリティ)」を果たさなければならない．

これらの原則こそ，上記のように日本の政府を一部既得権益にキャプチャーされている現状から解き放ち，民主国家にするために必要な行政面での最低限の原則だと考えられる．本節では，その点を説明しておきたい．

基本原則(1)は，民間に行政が関与することをできるだけ少なくし，民間部門の競争環境を強化する

ことで，政府が民間からキャプチャーされる可能性を最小限にとどめようとすることを意味する．言い換えれば，一部既得権益を持った民間部門と行政部門が相互互恵関係を長期的に結び，結託・協調関係を通じてアウトサイダーたる国民の利益を損なうことをできるだけ最小限にしようと言うことに他ならない．

基本原則(2)の解釈には細心の注意が必要である．この原則は，単純に「コスト的に最小費用で行政を行う」とか，「行政官僚の数を最小にして行政を効率化する」と解釈すべきではない．この原則は第一に，行政は「国民本位」を目的として行うものであり，第二に，そのために必要な「社会的」費用を最小化することが必要だと言うことを主張している．

「国民本位」ということは，インサイダーではなく，アウトサイダーを含めた国民全体の利益を増進することを行政の最大目的にすることを求めている．このことは，4節までの議論ですでに明白だろう．問題は，そのために「社会的費用を最小化する」という点にある．すでに何度か述べたように，一部既得権益を持った民間部門が政府をキャプチャーしてインサイダーの共同利益を最大化しようとする諸因を持つのは，インサイダーのメンバーが固定的であるために繰り返しゲームの協調解が実現し易いことが一つの理由である．インサイダーのメンバーが固定化するのは，参入規制に基づく参入障壁や，事前裁量行政による新規参入排除に求められる．ではなぜ，日本で事前裁量型行政が多用されるのだろうか．

逆説的なのでにわかに読者は信じ難いかもしれないが，その一つの大きな理由は，日本の(中央政府)官僚数が，「総定員法」によってきわめて少数に押さえられてきた点にある．佐藤内閣時代以来，中央政府の官僚数は総定員を押さえられ，今や(防衛・軍事関係者を除いた)国民一人あたり中央政府官僚数は，先進国中で最小である．ミクロ経済学の用語で言えば，日本では労働節約的技術を行わなければ実効的な行政が行えないのである．いま，行政プロセスを「事前裁量型」行政と「事後チェック型」行政に分けるとすれば，前者の方がはるかに労働節約的である．事後チェック型行政を行うためには，事後的に多大な資源を使って情報を集め，個々の事例についてその適否を判断しなければならない．他方，事前裁量型行政であれば，予め事前に民間部門がその行動の可否を問い合わせてくるから情報収集のために資源を使う必要もなく，個々の事例の適否も事前の認可を得ているかどうかで容易に判別できる．

そう考えると，基本原則(2)は次のように解釈すべきだと言うことが明らかだろう．つまり，アウトサイダーを含めた行政サービスの需要者全体のことを考えるなら，一方では参入規制を撤廃・縮小し[18]，他方では行政のやり方を事前裁量型から事後チェック型に転換すべきである．そのためには，不要な官僚を減らすことは当然必要としても，事後監視に必要な行政機関，例えば公正取引委員会，金融監督庁，証券取引監視委員会，国税庁，会計検査院，総務庁の行政監督部門などは，むしろその職員数を大幅に増加させることが必要である．これが，「国民本位の行政」の「社会的コスト」を最小化することの意味に他ならない．

また現在の行政システムは，事前裁量型行政を前提としているからこそ，官僚や官庁組織の行動を，あたかも軍隊と同様な階層組織として統制的に管理することを前提としている．その結果，例えば単年度主義を基本とする「財政法」によって行政活動が縛られて，その結果，予算の消化がきわめて非効率となり，年度末に予算消化のための無駄な行政活動が行われたり，年度始めに必要な予算が付かないと言った弊害が生まれる．あるいは，個別官僚の恣意的な活動を抑制するために作られた「国家公務員法」によって，インセンティブ賃金が否定され，報酬や昇進も能力を反映させられず，兼業はおろか民間との人事交流さえ困難な硬直的な仕組みにしばられている．

本来行政サービスの適否を評価するのはその最終需要者たる国民であり，一部の(行政企画など)国民から遠く遊離したコア部門を除けば，病院，学校，交通警察，ゴミ収集など，国民が行政サービスの質を直接判断できる部門は，できるだけ行政サービス需要者の評価を反映しやすいような弾力的な仕組みに置き換えることが必要である．行政改革会議が提案し，中央省庁改革によって実現への一歩を踏み出した「独立行政法人」という仕組みは，まさにこのような最終的な行政サービスの需要者が評価し易いよう，客観的な目標を定めつつ，それを実現するためにできるだけ弾力的な行政が行えるよう，そしてその結果を中立的な複数機関によって事後チェックできるような仕組みとして設計されている[19]．

基本原則(3)は，個々の行政機構が多様な権益を持つそれぞれの国民グループとは中立的に，行動せざるをえなくする誘因を与えることを目標としている．説明責任を果たす限り，一部のグループにだけ利益を与えるような行動を取ることが困難になるからである．しかし同時にこの原則は，既得権益層が政府をキャプチャーすることで生まれるインサイダー集団が，情報レントを持つことを制約する役割を果たすことにも注意すべきである．説明責任を果た

すと言うことは，インサイダーとアウトサイダーの間にあり得た情報の非対称性を除去することであり，それだけ情報レントというインサイダー・グループを作る誘因を排除することにつながるからである．この点は，すでに4節で詳述したので，ここでは繰り返さない．

6. 終わりに——工業化に成功した開発国家の民主国家化

では以上の三原則を満たせば，日本の国家システムは改革され，日本を真の民主国家にすることが可能なのだろうか．少なくとも論理的な結論は，「ノー」である．国家システムとは，立法，行政，司法という三つの機関によって構成され，「三権分立」というそれら機関の間のチェック・アンド・バランスと，各機関内部の仕組みに大きく依存するからである．最後に残されたこれらの問題に簡単にコメントすることで，本稿を閉じることにしたい．

第一は，立法の役割であり，二つの点が重要である．一つは，政権政党の交代の可能性であり，自民党が常に政権政党として参加する単なる連立政権ではなく，適当な間隔で与党が野党化し，野党が与党化するという意味での真の政権交代が必要である．そのためにどのような具体的な仕組みが必要かは政治学の領域でありここではふれないが，単なる政治改革ではなく上記の意味での政権交代が民主的国家の必要条件であることを強く認識することが必要である．

立法機関の今一つの問題点は，立法機能と事後チェック機能に果たす議会の役割である．周知のように，日本で作られる法律の大部分は，官僚が内閣法制局と協力して作成している．最近，議員提出法案の成立が増えているとはいえ，議会法制局があまりにも弱体であり，議員提出法案自体にも行政サイドに立つ内閣法制局の制約が強いことを厳しく認識する必要がある．同じことは，政府予算という高度に技術的な作業に対して，立法府が必要なノウハウを持たないことにも当てはまる．米国のように，議会内部に予算作成に関する担当部局を設置し，そこに多くの資源を配分することが重要である．また，議会が行政機構をチェックするためには，行政活動の事後チェック機関が必要である．日本の議会でその役割を担っているのは決算委員会であるが，そのスタッフはあまりにも限られており委員会としての地位も高いとはいえない．これらの機関や機能により多くの資源を配分し，行政の独走をチェックすることが議会に求められるべきである．

行政機関に関しては，すでに5節でかなり詳述したので，次の二つの点を付け加えるにとどめたい．第一は，行政機関の縄張り化の是正である．何度も強調したように，政府のキャプチャーとインサイダー・グループの形成は，メンバーの固定性とメンバー間のレントの分け合いを基にしている．もし，メンバー間で利害が対立しレントの分け合いに対立が生じるならば，強権的な政府を維持することが困難になる．例えば米国で電気通信行政に関係するのは，各州の公益事業委員会，連邦通信委員会，連邦公正取引委員会，連邦司法省，各レベルの裁判所という多数の主体である．これら複数の行政(及び司法)組織がお互いに競争しチェックしあえば，インサイダーの協調行動はきわめて困難になる．日本でも複数官庁による共管を推進することで，民間による政府のキャプチャリングを是正することが可能になるはずである．

第二は，複数官庁の共管によって省庁間競争が生まれるとした場合，それらをどうコーディネートするかという問題である．現在，中央省庁改革で強調されている「内閣府」構想は，まさにその点を対象としていると考えるべきである．つまり，各省庁が競争によって行政を民主化した場合，各省庁が実施する政策自体がばらばらで統一性が失われるリスクが存在する．大統領制のように首相のリーダーシップを使ってこれらの政策をコーディネートすることが，民間による政府のキャプチャーを避けつつ政策の整合性を高める方法だと考えられる．内閣府と言う機構をそのような視点から構想し設計することが，日本国の民主化にとってきわめて重要な課題であることを認識すべきである．

司法部門はおそらく日本の国家システムの中で最も問題な部門であると共に，その問題自体が過小評価されている部門でもある．スペースの関係で詳述は避けるが，日本の人口一人あたり法曹人口は先進国中最少(かつ極端に少数)であり，司法判断を求めるコストは(とりわけ時間コストの点で)最悪である．行政訴訟を例に取れば，最高裁まで行った場合，平均でも10年の歳月が必要であり，加速化しつつあるビジネスにとって司法判断で紛争処理を行うコストは無限大に近い．このような事態を招いたのは，法曹関係者(裁判官，検事，弁護士という法曹三者)がインサイダーとなり，法曹制度をインサイダー内部で決定してきたために，きわめて強い参入規制が科され，レントが分け合われたことにある．しばしば米国の濫訴を理由として法曹界の規制の必要性が主張されるが，それはむしろ米国の特殊事情である．米国の法曹人口は日本の法曹人口の約100倍であり，しかもその報酬体系が濫訴を生みやすい仕組みにな

っているからである．逆に日本の仕組みでは，法曹関係者(特に弁護士事務所)が大きなレントを享受しつつ，報酬体系自体は米国と大きく異なって安定的なものになっていることに注意すべきである．

日本の司法機構が整備されていないがために，実は紛争の多くがヤクザをはじめとした「闇の世界」で処理されることになり，そのために生じる国民負担は多額にのぼっていることをいずれ実証すべきだろう．法曹三者というインサイダーだけが司法試験やその合格者数，法曹機構の仕組みを決めるという仕組みを改めて，よりオープンな仕組みに置き換えることが，この国の国家システムの民主化に必須だという認識を持つべき時期に来ていることに間違いはない．

(東京大学大学院経済学研究科／経済学部)

注

＊ 本稿は，岡崎哲二，植田和男，石井晋，堀宣昭氏との共同研究会の成果を基礎としている．本稿を作成するにあたって，研究会メンバー，特に堀宣昭氏に大変お世話になった．また，堀内昭義氏にも貴重なコメントを頂戴した．また，産業資金配分研究会などを通じた(財)産業研究所からの資金援助にも多くを負っている．記して感謝したい．もとより，本稿に述べられた見解は筆者個人の責任に帰されるものである．

1) Okuno-Fujiwara(1996)の定義を拡張したものである．Laffont and Martimort(1998)は類似の視点から理論的に分権制の利益を分析している．

2) 市場機能拡張政策(Market Enhancing View)に関心のある読者は，奥野(1999)や Aoki, Murdock and Okuno-Fujiwara(1996)を参照せよ．

3) これが，東アジアの強権国家が，ラテンアメリカやフィリピンと異なる成長経路を歩んできた理由の一つだということも，我々の仮説の一部である．

4) 詳細は，Coate and Morris(1995)あるいは奥野・本間(1998)を参照せよ．

5) 詳細は，奥野(1999)，Okuno-Fujiwara(1988)を参照せよ．

6) その具体的内容とレント額の推計については，Cho (1996)を参照せよ．

7) 戦後日本でとられた市場機能拡張政策の典型は，機械産業振興臨時措置法(機振法)による金型産業などを対象とした市場機能拡張政策だと考えられる．機振法がどのように市場機能拡張政策を行い，また準レント創出を行ったかについては，関心のある読者は米倉(1993a)，(1993b)，尾高(1997)，尾高(1999)等を参照せよ．

8) 1990年代末の東アジア経済危機の多くは，国内経済の隔離を行わず，外資を無制限に導入したことにその原因の一部がある．

9) 西村(1994)，第3章，第4章などを参照せよ．

10) 尾高(1999)p. 3.

11) 米倉(1993b)p. 274などを参照せよ．

12) フォーク定理やその内容については，ゲーム理論の教科書，例えば奥野・鈴村(1988)を参照せよ．

13) バブル崩壊後，銀行の不良資産の詳細を銀行と大蔵省銀行局が独占し，民間に公開しなかったことは，この私的情報の独占的共有の典型である．

14) 「情報レント」についての詳しい説明は，非対称性下のゲームの解説を含む最新のゲーム理論の解説書を参照せよ．また，産業と政府の癒着を，われわれと類似した情報の視点から分析した文献として，Laffont and Martimont(1998)がある．

15) 岡崎・奥野(1993).

16) 外務省出身の吉田茂，商工省出身の岸信介，大蔵省出身の池田勇人，鉄道省出身の佐藤栄作など．

17) 著者は，石油ショック以降に比べてこの時期には，多数の疑獄事件が摘発され社会的に糾弾されたという印象を拭えない．

18) これが，規制緩和委員会や規制改革委員会が必要となる大きな理由である．これら委員会の活動の具体的内容は，行政改革委員会(1998)を参照せよ．

19) 独立行政法人は，予めできるだけ客観的な目標を立て，一定期間が経過した後にその成果を，担当官庁に設置された評価委員会が評価すると共に，その評価自体を総務庁におかれた評価機関が評価するというダブルチェックの仕組みになっている．

参 考 文 献

後藤晃・若杉隆平(1984)「技術政策」，小宮・奥野・鈴村編『日本の産業政策』，東京大学出版会．

行政改革委員会(1996)『行政関与の在り方に関する基準』(行政改革委員会 OB 会監修(1998)にも所収)．

行政改革委員会 OB 会監修(1998)『行政改革委員会総理への全提言』，財団法人行政管理研究センター．

村上泰亮(1992)『反古典の政治経済学』，中央公論社．

西村吉正編(1994)『復興と成長の財政金融政策』，大蔵省出版局．

野口悠紀雄(1995)『1940年体制』，東洋経済新報社．

尾高煌之助編(1997)『機振法と私：戦後産業政策史の一コマを語る』，一橋大学 IER DP, B No. 21.

尾高煌之助編(1999)「機振法と自動車部品」，大河原義廣述，一橋大学 IER Discussion Paper, B No. 32.

岡崎哲二(1998)「戦後日本の産業資金配分政策：産業政策と銀行」，東京大学 CIRJE DP, J-3.

岡崎哲二・奥野正寛編(1993)『現代日本経済システムの源流』，pp. 193-210，日本経済新聞社．

奥野正寛・鈴村興太郎(1988)『ミクロ経済学 II』，岩波書店．

奥野正寛・本間正義(1998)「日本農業の将来と農業政策」，奥野・本間編『農業問題の経済分析』，pp. 227-256.

奥野正寛(1999)「経済発展と国家の役割(市場機能拡張政策を中心に)」，東京大学 CIRJE DP, J-13.

米倉誠一郎(1993a)「業界団体の機能」，岡崎・奥野編(1993)，pp. 193-210.

米倉誠一郎(1993b)「政府と企業のダイナミクス：産業政策のソフトな側面」，『一橋大学研究年報：商学研究』，33, pp. 249-292.

Aoki, Kim and Okuno-Fujiwara (eds.) (1996) *The*

Role of Government in East Asian Economic Development : Comparative Institutional Analysis, Clarendon Press, Oxford.

Aoki M., K. Murdock and M. Okuno-Fujiwara (1996) "Beyond the East Asian Miracle : Introducing the Market Enhancing View," in Aoki, *et. al.* (1996).

Coate S. and S. Morris (1995) "On the Form of Transfers to Special Interests," *Journal of Political Economy*, Vol. 103, pp. 1210-1235.

Hellmann T., K. Murdock and J. Stiglitz (1996) "Financial Restraint : Toward a New Paradigm," in Aoki, *et. al.* (eds.) (1996).

Laffont, J-J. and D. Martimort (1998) "Transaction Costs, Institutional Design and the Separation of Powers," *European Economic Review*, Vol. 42, pp. 673-684.

Okazaki T. (1996) "The Government-Firm Relationship in Postwar Japanese Economic Recovery : Resolving the Coordination Failure by Coordination in Industrial Rationalization," in Aoki, *et. al.* (1996).

Okuno-Fujiwara M. (1988) "Interdependence of Industries, Coordination Failure and Strategic Promotion of an Industry," *Journal of International Economics*, Vol. 25, pp. 25-43.

Okuno-Fujiwara M. (1996) "Toward a Comparative Institutional Analysis of the Government-Business Relationship," in Aoki, *et. al.* (1996).

Shimada, H. (1983) "Wage Determination and Information Sharing : An Alternative Approach to Incomes Policy ?" *Journal of Industrial Relations*, Vol. 25, pp. 177-200.